

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

【再周知】特定器材（ＴＯ）レコードにおける人工歯の記録方法について

このことについては、令和8年6月17日付レセ電通信歯2026007号の記1の(1)により既にお知らせしているところですが、一部の医療機関において、当該記録方法による請求が行われていない状況が確認されたことから、改めて周知いたします。

下記の記録方法を参考に電子レセプトを作成されますようお願いいたします。

記

1 特定器材（ＴＯ）レコードにおける人工歯の単位の変更について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第73号）」により、人工歯の単位が「○本1組」から「1歯」に変更となりました。

Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

区分 番号	品名	改正後			改正前	
		単位	材料 価格		単位	材料 価格
027	陶歯 前歯用（真空焼成歯）	1 歯	312円		6本1組	1,870円
028	陶歯 臼歯用（真空焼成歯）	1 歯	126円		8本1組	1,010円
031	レジン歯 前歯用（J I S 適合品）	1 歯	40円		6本1組	241円
032	レジン歯 臼歯用（J I S 適合品）	1 歯	29円		8本1組	235円
033	スルフォン樹脂レジン歯 前歯用	1 歯	103円		6本1組	620円
034	スルフォン樹脂レジン歯 臼歯用	1 歯	108円		8本1組	866円
035	硬質レジン歯 前歯用	1 歯	97円		6本1組	582円
036	硬質レジン歯 臼歯用	1 歯	92円		8本1組	733円

また、「疑義解釈資料の送付について（その５）（令和８年５月８日保険局医療課事務連絡）」により、人工歯の算定方法について示されました。

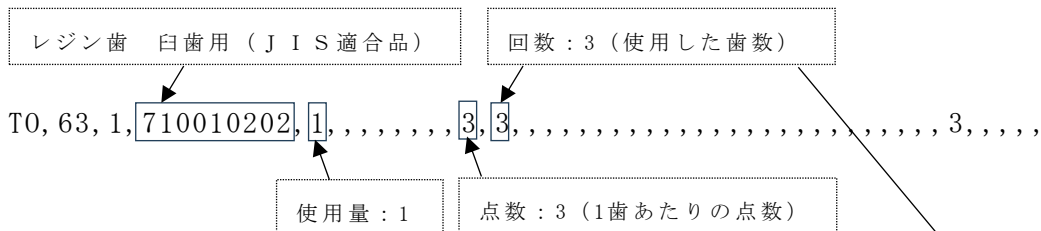
【特定保険医療材料】

問４ 人工歯（陶歯、レジン歯、スルフォン樹脂レジン歯及び硬質レジン歯）の材料価格基準の単位が１歯単位に見直されたが、当該材料については、１歯単位の材料価格を１０円で除して得た点数（端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数）を、使用した人工歯の歯数分で合算して算定すればよいか。

（答）そのとおり。

(1) C S V の記録

例) レジン歯 臼歯用（J I S 適合品）（２９円／歯）を３歯使用した場合
 特定器材（T O）レコードの「使用量」欄に「１」、「点数」欄に「３（１歯単位の材料価格を１０円で除して得た点数（端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数））」、「回数」欄に「３（使用した歯数）」を記録します。



(2) レセプトの表示

	63	略	人工歯	3	×	3	×
					×		×
					×		×
					×		×